

1 児童センターの現状と課題について

(1)現状

- ・建築年 昭和54年
- ・施設内容 図書室、遊戯室、トレーニング室、便所、事務室、湯沸室、集会所、子育て支援「かめのこ」事務所(※) 【資料①】
(※ 行政財産の目的外使用許可により使用)

(2)課題

- ・施設の老朽化に伴い、一定額の修繕費用が必要となっている。
- ・便所が男女共用である。
- ・便所が車いすによる使用ができず、バリアフリー化されていない。
- ・利用対象である乳幼児のために必要な設備(授乳室・おむつ替えスペース・子ども用トイレ)がない。
- ・「児童館の設置運営要綱」に示されている面積要件は満たしているものの、ファミリーサポートセンター事業との連携を図る上ではよりスペースが必要である。
- ・駐車場がない。

2 新たに設置する児童センターの考え方について

現在の亀山児童センターは、施設が手狭で老朽化も進んでいることから、公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行った結果、亀山公園内の旧図書館への移転の方針を決定した。

移転に際しては、児童センター機能だけでなく一部を防災備蓄倉庫や長期休暇子どもの居場所事業として使用するなど、複合的な活用を図っていくという方針が決定している。

児童センターの活用については、更に利用しやすい施設となるよう検討していく。

3 子どもの居場所に係る施策について

・放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や夏休み、冬休み、春休みに適切な生活の場を提供する。

・長期休暇子どもの居場所事業

保護者が就労などの理由により、家庭で見守ることができない小学生を対象に、長期休業期間中(夏休み、冬休み、春休み)の居場所づくりを行う。

・ファミリーサポートセンター事業

保育所、幼稚園、小学校等の開始前、終了後、冠婚葬祭、買い物などの場合に子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いができる

人(援助会員)を紹介し、一時的に子どもを預かる。

・放課後子ども教室

市内の小中学校区を単位として、放課後や週末等に地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で勉強やスポーツ、文化活動、交流活動等を体験する。

・教育支援センター事業

市内小中学校における不登校児童生徒の学習・生活指導等の支援及びその保護者に対する相談を図るため、亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置、運営する。また、不登校児童生徒の受け入れ、支援、学校との連携等の業務を特定非営利活動法人亀っ子サポートに委託する。

・学習支援事業

生活困窮世帯等の児童生徒の学習を支援するため、講師及びスタッフによる学習支援や学習を行う場所を提供する。

・ひきこもり支援(オンライン相談)

対面でのコミュニケーションや外出が難しい方々が、アバター操作やチャット機能、音声通話機能を使って、自宅などから交流支援や相談支援を受けることができる「オンライン居場所」を提供する。

4 児童センターに関する法令等について

・児童福祉法(抄)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)【資料②】

・児童館の設置運営要綱【資料③】

・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、同条例施行規則【資料④】

・亀山市立亀山児童センター条例、同条例施行規則【資料⑤】

・都市公園法(抄)、都市公園法施行令(抄)【資料⑥】

5 新たな児童センターを中心とした文教エリアの地図について

旧図書館、歴史博物館をはじめ、外郭団体が所有する青少年研修センターや社会福祉センター、わんぱく広場(大型遊具設置)を含めた亀山公園全体の平面図

【資料⑦】

亀山児童センター 年度別利用状況

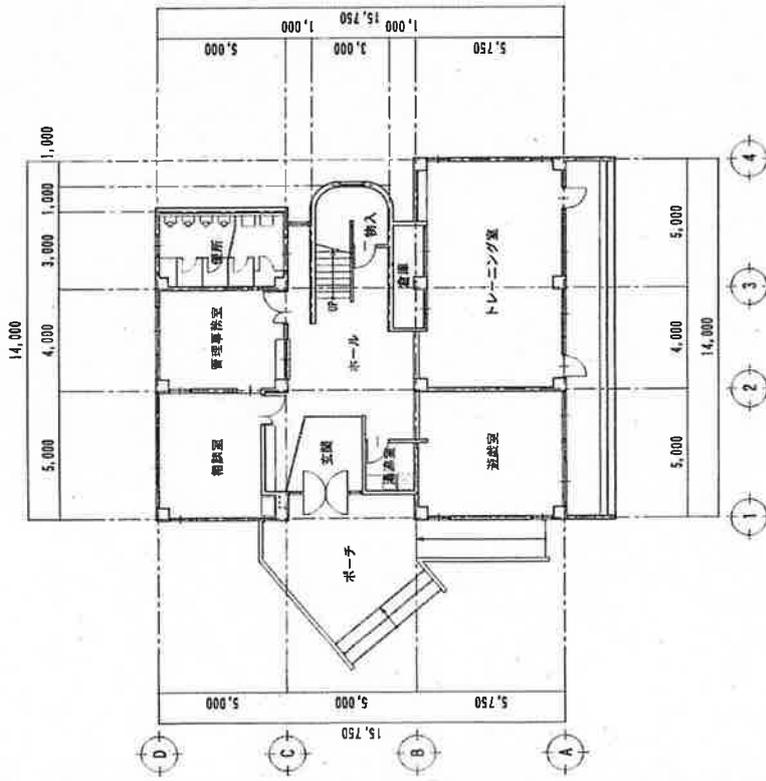
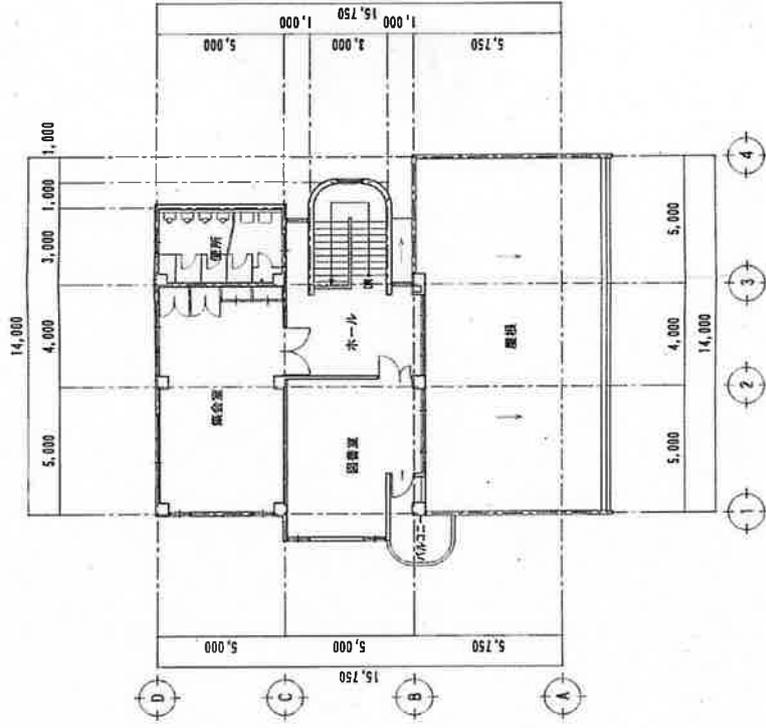
<単位:人>

年度	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	一般	計	開館日数	月平均	1日平均
31/1	152	1,626	3,876	457	47	2,723	8,881	294	740	30
2	12	654	2,007	335	37	1,384	4,429	263	369	17
3	65	1,089	1,803	284	31	1,887	5,159	268	430	19
4	114	942	2,235	731	36	1,750	5,808	297	484	20
5	66	845	2,422	1,164	33	1,724	6,254	298	521	21

令和5年度

地区別利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
西小校区	アイリス	51	21	26	47	30	30	37	45	20	22	30	30	389
	市ヶ坂	21	5	8	12	5	0	4	7	5	30	13	24	134
	江ヶ室	13	15	8	6	12	7	2	9	2	4	9	13	100
	亀田	19	13	8	24	9	13	9	9	5	5	9	12	135
	北野	0	7	3	3	0	1	2	2	0	0	0	0	18
	住山	4	5	1	6	2	2	7	3	3	1	1	7	42
	中屋敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	西町	7	12	12	4	3	5	12	13	13	12	15	15	123
	西丸	1	4	4	4	4	4	1	5	4	4	8	8	51
	野村	23	15	30	44	39	18	50	23	26	36	42	32	378
	羽若	34	27	37	30	32	28	27	25	22	19	18	31	330
	東町	9	2	1	8	5	1	2	1	3	0	1	2	35
	東丸	1	3	3	2	2	6	2	2	3	2	2	3	31
	東御幸	33	83	63	58	50	83	101	82	48	79	70	64	814
	本丸	0	1	0	17	5	6	1	5	3	3	4	1	46
	南崎	4	3	5	2	1	0	1	3	0	0	0	6	25
	南野	21	24	16	29	17	11	18	11	6	17	20	14	204
	御幸	6	12	18	16	18	21	12	23	9	14	12	17	178
	若山	4	1	4	7	0	7	1	2	2	5	3	4	40
	合計	251	253	247	319	234	243	289	270	174	253	258	283	3,074
東小校区	阿野田	20	19	38	22	51	19	20	14	33	29	7	33	305
	井尻	0	5	4	1	1	0	0	0	3	3	0	4	21
	上野	0	4	0	3	0	3	0	0	1	1	0	9	21
	川合	0	0	0	3	3	3	2	2	2	0	3	3	21
	北鹿島	29	16	11	22	8	16	10	11	25	8	9	15	180
	北町	5	9	3	8	7	5	10	2	2	6	0	10	67
	北山	3	2	0	0	0	0	2	4	7	2	0	1	21
	小下	1	6	1	2	0	0	0	0	3	2	0	4	19
	栄町	9	15	5	8	17	15	8	7	11	8	2	15	120
	渋倉	0	3	1	2	5	4	1	1	1	2	0	0	20
	菅内	0	3	3	4	7	1	3	1	5	2	3	11	43
	高塚	2	8	2	1	0	1	4	11	2	2	4	6	43
	椿世	2	6	2	5	3	1	1	4	6	6	4	7	47
	東台	0	0	0	0	0	4	6	2	0	0	0	0	12
	東町	0	2	0	1	1	0	1	0	3	0	0	0	8
	本町	13	13	9	24	33	18	23	5	18	5	9	32	202
	南鹿島	8	25	15	10	10	18	15	17	22	19	15	17	191
	和田	11	12	19	13	6	8	10	3	12	3	1	9	107
合計	103	148	113	129	152	116	116	84	156	98	57	176	1,448	
南小校区	安知本	0	3	3	0	0	0	0	0	4	1	1	12	
	海本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	楠平尾	3	3	13	2	6	4	12	3	0	3	0	5	54
	田茂	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	6	
	天神	6	15	11	3	4	3	2	3	2	13	13	11	86
	和賀	1	4	7	2	0	0	0	0	0	0	3	3	20
合計	10	25	34	7	10	7	16	6	2	20	17	24	178	
校区別	井田川	57	27	49	49	62	65	89	48	44	47	47	44	628
	川崎	18	15	16	26	26	14	23	11	29	24	17	19	238
	野登	1	1	0	1	4	0	5	1	1	1	1	1	17
	白川	2	0	0	0	0	1	2	8	0	5	9	7	34
	神辺	15	19	17	26	17	11	8	5	11	6	11	15	161
	昼生	6	9	4	12	3	7	9	1	6	3	1	5	66
	関	16	11	11	9	12	17	15	9	10	2	8	10	130
	加太	0	0	3	0	0	2	10	0	0	0	0	0	15
	市外	20	11	25	14	14	13	35	15	10	31	40	37	265
	合計	135	93	125	137	138	130	196	98	111	119	134	138	1,554
総計	499	519	519	592	534	496	617	458	443	490	466	621	6,254	



児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

児童福祉法
(昭和22年法律
第164号)

(児童厚生施設)
第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第六章 児童厚生施設
(設備の基準)

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童福祉施設
の設備及び運
営に関する基
準
(昭和23年厚生
省令第63号)

児童館の設置運営要綱

第1 総則

1 目的

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であつて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

(1) 小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

(2) 児童センター

(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)

(3) 大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4) その他の児童館

(1)、(2)及び(3)以外の児童館。

3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

第2 小型児童館

1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。)

(2) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人（以下「社団・財団法人」という。)

(3) 社会福祉法人

(4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者（以下「その他の者」という。)

ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

3 設備及び運営

(1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。

(2) 職員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

(3) 運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

(4) その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第3 児童センター

1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

3 設備及び運営

(1) 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあつては、500平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあつては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

(2) 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあつては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

(3) 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 体力増進指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

イ 年長児童指導の内容及び方法

(ア) 指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ) 指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第4 大型児童館

1 A型児童館

(1) 機能

第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

(3) 設備及び運営

ア 設備

第3の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

(ア) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

(イ) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職員

第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

ウ 運営

第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。

なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

2 B型児童館

(1) 機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とすること。

(3) 設備及び運営

ア 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設（こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。）する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。

(ア) 定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ（A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ）を有すること。

なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

(イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

(ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

(エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

イ 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。

ウ 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。

(イ) 母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。

(ウ) 利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

3 C型児童館

C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

第5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び持続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。

○三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十八日三重県条例第六十五号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第二十条）

第二章 助産施設（第二十一条—第二十四条）

第三章 乳児院（第二十五条—第三十三条）

第四章 母子生活支援施設（第三十四条—第四十二条）

第五章 保育所（第四十三条—第四十九条）

第六章 児童厚生施設（第五十条—第五十二条）

第七章 児童養護施設（第五十三条—第六十条）

第八章 福祉型障害児入所施設（第六十一条—第六十四条）

第九章 医療型障害児入所施設（第六十五条—第六十八条）

第十章 福祉型児童発達支援センター（第六十九条—第七十二条）

第十一章 医療型児童発達支援センター（第七十三条—第七十六条）

第十二章 児童心理治療施設（第七十七条—第八十三条）

第十三章 児童自立支援施設（第八十四条—第九十二条）

第十四章 児童家庭支援センター（第九十三条—第九十五条）

第十五章 雑則（第九十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「児童福祉施設」とは、法第七条第一項に規定する児童福祉施設であって、知事の監督に属するものをいう。

（この条例で定める基準の目的）

第三条 この条例で定める基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設を利用している者（以下「利用者等」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。

（この条例で定める基準の向上）

第四条 知事は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるとともに、[三重県社会福祉審議会条例（平成十二年三重県条例第五号）第一条](#)の規定により設置された三重県社会福祉審議会の意見を聴いた上で、児童福祉施設に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

（この条例で定める基準と児童福祉施設）

第五条 児童福祉施設の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第六条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該児童福祉施設の運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造及び設備は、採光、換気等の利用者等の保健衛生及び利用者等に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。

6 児童福祉施設の設置者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条及び第十四条第二項において同じ。)の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に当該児童福祉施設の長及び職員に周知するよう努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月一回は、避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設の設置者は、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例二一号〕

(障害児入所施設等の非常災害対策)

第七条の二 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月一回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

追加〔令和三年条例二一号〕

(職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設の利用者等の援助に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、並びに児童福祉に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研 鑽 さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)

第十条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第十一条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の国籍、信条、社会的身分又は入所若しくは利用に要する費用の負担によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例二一号〕

(衛生管理等)

第十四条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4 前三項に定めるもののほか、衛生管理等に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔令和三年条例二一号〕

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十五条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所している児童に係る給付金で規則で定めるもの(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(児童福祉施設内部の規程)

第十六条 児童福祉施設(保育所を除く。)の設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関して規程を設けなければならない。

一 利用者等の援助に関する事項

二 施設の管理等についての重要事項

2 保育所の設置者は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一部改正〔平成二六年条例一〇四号〕

(帳簿の整備)

第十七条 児童福祉施設の設置者は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十八条 児童福祉施設の長及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又は当該利用者等の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の長又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又は当該利用者等の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 児童福祉施設の設置者は、利用者等又は当該利用者等の保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の長及び職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、利用者等に対して行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成二六年条例一〇四号・二九年一八号〕

(その他運営に関する基準)

第二十条 この章に定めるもののほか、児童福祉施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二章 助産施設

(種類)

第二十一条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法(昭和三十三年法律第二百五号)の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(第二種助産施設の職員)

第二十二条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、専任又は嘱託の助産師を置かなければなら

い。

2 前項に定めるもののほか、第二種助産施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(第二種助産施設と異常分^{べん}娩)

第二十三条 第二種助産施設に入所している妊婦が、産科手術を必要とする異常分^{べん}娩をするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入院させ、又は入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

(その他運営に関する基準)

第二十四条 この章に定めるもののほか、助産施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三章 乳児院

(設備)

第二十五条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室(ほふくをする乳児又は満二歳に満たない幼児を保育する部屋をいう。第四十三条において同じ。)、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

第二十六条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第二十七条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員(個別の対応が必要な児童等への面接又は援助を行う職員をいう。以下同じ。)、家庭支援専門相談員(児童の早期の家庭への復帰又は親子関係の再構築等を支援するために、相談その他必要な援助を行う職員をいう。以下同じ。)、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又は当該乳幼児の保護者十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

第二十八条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(乳児院の長の資格等)

第二十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、乳児院の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(養育)

第三十条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、当該乳幼児の人格の形成に資するものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乳児院における養育に関し必要な基準は、規則で定める。

(自立支援計画の策定)

第三十一条 乳児院の長は、前条第一項の規定による養育の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、乳幼児及び当該乳幼児の家庭の状況等を勘案して、当該乳幼児の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十二条 乳児院の設置者は、法第三十七条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第三十三条 この章に定めるもののほか、乳児院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四章 母子生活支援施設

(設備)

第三十四条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

二 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

三 第一号に掲げる設備に加え、乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

四 前三号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第三十五条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。第三十七条において同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行うときは、個別対応職員を置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(母子支援員の資格)

第三十七条 母子支援員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(生活の支援)

第三十八条 母子生活支援施設における生活の支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、退所後の生活の安定及び親子関係の再構築等が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第三十九条 母子生活支援施設の長は、前条の規定による生活の支援の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及び当該母子の家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十条 母子生活支援施設の設置者は、法第三十八条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第四十一条 第三十四条第二号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章の規定（第四十五条第二項を除く。）を準用する。

2 前項に定めるもののほか、保育所に準ずる設備の職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(その他運営に関する基準)

第四十二条 この章に定めるもののほか、母子生活支援施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第五章 保育所

(設備)

第四十三条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室（ほふくをしない乳児又は満二歳に満たない幼児を保育する部屋をいう。）又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室及び便所を設けること。

三 前二号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第四十四条 規則で定める要件を満たす保育所の設置者は、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所には、当該保育所において行う必要がある調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所の設備の基準の特例に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十五条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(保育)

第四十六条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、規則で定める指針に従うものとする。

(業務の質の評価等)

第四十七条 保育所の設置者は、法第三十九条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

全部改正〔平成二六年条例一〇四号〕

第四十八条 削除

削除〔平成二六年条例一〇四号〕

(その他運営に関する基準)

第四十九条 この章に定めるもののほか、保育所の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第六章 児童厚生施設

(設備)

第五十条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第五十一条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(その他運営に関する基準)

第五十二条 この章に定めるもののほか、児童厚生施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第七章 児童養護施設

(設備)

第五十三条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 三 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。
- 四 前三号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第五十四条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

- 3 実習設備を設けて職業指導を行うときは、職業指導員を置かなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童養護施設の長の資格等)

第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件に該当するもの

- 2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童指導員の資格)

第五十六条 児童指導員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(養護)

第五十七条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及び自立を支援することを目的として行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第五十八条 児童養護施設の長は、前条の規定による養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第五十九条 児童養護施設の設置者は、法第四十一条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第六十条 この章に定めるもののほか、児童養護施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児(次条において「盲ろうあ児」という。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 浴室及び便所の手すり並びに点字その他の特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第六十二条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を置かななければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第四項及び第七十条第三項において同じ。)を置かななければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

3 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行うときは心理指導担当職員を、職業指導を行うときは職業指導員を置かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成三〇年条例四七号〕

(入所支援計画の策定)

第六十三条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を策定し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(その他運営に関する基準)

第六十四条 この章に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第九章 医療型障害児入所施設

(設備)

第六十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備があるときは、設けることを要しないこと。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十六条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(入所支援計画の策定)

第六十七条 医療型障害児入所施設の長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第六十八条 この章に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第六十九条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及

び備品を設けること。

二 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

四 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

五 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第七十条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当

職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、前項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成三〇年条例四七号・令和三年二一号・三〇号〕

(入所支援計画の策定)

第七十一条 福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第七十二条 この章に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第七十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第七十四条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所支援計画の策定)

第七十五条 医療型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第七十六条 この章に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十二章 児童心理治療施設

全部改正〔平成二九年条例一八号〕

(設備)

第七十七条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(職員)

第七十八条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(児童心理治療施設の長の資格等)

第七十九条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童心理治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、児童心理治療施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(心理療法及び生活指導)

第八十条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会への適応能力の回復を図り、当該児童が当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(自立支援計画の策定)

第八十一条 児童心理治療施設の長は、前条の規定による心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(業務の質の評価等)

第八十二条 児童心理治療施設の設置者は、法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

(その他運営に関する基準)

第八十三条 この章に定めるもののほか、児童心理治療施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成二九年条例一八号〕

第十三章 児童自立支援施設

(設備)

第八十四条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定を準用する。ただし、学科指導を行わないときは、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十三条の規定を準用する。

3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第八十五条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行うときは、職業指導員を置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数及びその他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(第三号において「養成所」という。)において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上(養成所において行われる児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童自立支援専門員の資格)

第八十七条 児童自立支援専門員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(児童生活支援員の資格)

第八十八条 児童生活支援員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(生活指導及び職業指導)

第八十九条 児童自立支援施設における全ての生活指導及び職業指導は、児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第九十条 児童自立支援施設の長は、前条の規定による生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第九十一条 児童自立支援施設の設置者は、法第四十四条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第九十二条 この章に定めるもののほか、児童自立支援施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十四章 児童家庭支援センター

(設備)

第九十三条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第九十四条 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(その他運営に関する基準)

第九十五条 この章に定めるもののほか、児童家庭支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十五章 雑則

追加〔令和三年条例三〇号〕

(電磁的記録)

第九十六条 児童福祉施設の設置者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

追加〔令和三年条例三〇号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(乳児院等の設備に関する経過措置)

2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）附則第二条の規定

によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）の建物であって、この条例の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第二十五条第一号、第二十六条第一号、第三十四条第一号又は第五十三条第一号（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（乳児院等の長に関する経過措置）

3 平成二十三年九月一日以前に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）である者であって、この条例の施行の際現に当該乳児院等の長であるものについては、第二十九条第一項、第三十六条第一項、第五十五条第一項又は第七十九条第一項の規定は、適用しない。

（児童自立支援施設の長等に関する経過措置）

4 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員（以下この項において「児童自立支援施設の長等」という。）である者であって、この条例の施行の際現に当該児童自立支援施設の長等であるものは、第八十六条から第八十八条までの規定にかかわらず、この条例の規定による当該児童自立支援施設の長等とみなす。

附 則（平成二十六年十二月二十四日三重県条例第百四号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第十八号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第四十七号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新児童福祉施設基準条例」という。）第十三条の二、新指定障害児通所支援基準条例第二十七条の二（新指定障害児通所支援基準条例第三十九条の五、第四十三条、第五十六条、第六十四条、第六十五条の二、第六十八条、第六十九条の八及び第七十六条において準用する場合を含む。）、新指定障害児入所施設基準条例第二十三条の二（新指定障害児入所施設基準条例第四十条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第二十四条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条第一項及び第二項、第三十二条の四、第三十七条第一項及び第二項、第五十九条、第七十二条、第七十三条の五、第八十七条、第八十八条の四、第一百一条、第一百二十一条、第一百二十二条の四、第一百三十三条、第三十四条の四、第一百四十四条、第一百五十二条、第一百五十八条、第一百六十三条、第一百六十四条の十、第一百六十四条の十七、第一百六十九条、第一百七十条の九、第一百七十条の二十並びに第一百七十九条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第二十七条の二、新障害福祉サービス基準条例第十八条の二（新障害福祉サービス基準条例第三十九条、第四十三条、第四十九条、第五十五条、第六十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第十三条の二、新福祉ホーム基準条例第十二条の二及び新障害者支援施設基準条例第二十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは

「行うよう努める」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新児童福祉施設基準条例第十四条第三項、新指定障害児通所支援基準条例第三十条第二項（新指定障害児通所支援基準条例第三十九条の五、第四十三条、第五十六条、第六十四条、第六十五条の二、第六十八条、第六十九条の八及び第七十六条において準用する場合を含む。）、新指定障害児入所施設基準条例第二十六条第二項（新指定障害児入所施設基準条例第四十条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第二十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条第一項及び第二項、第三十二条の四、第三十七条第一項及び第二項、第百一条、第百六十四条の十並びに第百六十四条の十七において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項及び第七十一条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第七十三条の五、第八十七条、第八十八条の四、第二百一十一条、第二百二十二条の四、第二百三十三条、第二百三十四条の四、第二百四十四条、第二百五十二条、第二百五十八条、第百六十三条、第百六十九条、第七十条の九、第七十条の二十及び第七十九条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第三十条第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十条第二項及び第三十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第四十三条、第四十九条、第五十五条、第六十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第十四条第二項、新福祉ホーム基準条例第十三条第二項並びに新障害者支援施設基準条例第二十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年六月三十日三重県条例第三十号）

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

○三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日三重県規則第二十四号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第七条の二）

第二章 助産施設（第八条―第十条）

第三章 乳児院（第十一条―第十九条）

第四章 母子生活支援施設（第二十条―第二十七条）

第五章 保育所（第二十八条―第三十四条）

第六章 児童厚生施設（第三十五条―第三十八条）

第七章 児童養護施設（第三十九条―第四十六条）

第八章 福祉型障害児入所施設（第四十七条―第五十五条）

第九章 医療型障害児入所施設（第五十六条―第六十条）

第十章 福祉型児童発達支援センター（第六十一条―第六十七条）

第十一章 医療型児童発達支援センター（第六十八条―第七十条）

第十二章 児童心理治療施設（第七十一条―第七十七条）

第十三章 児童自立支援施設（第七十八条―第八十七条）

第十四章 児童家庭支援センター（第八十八条―第九十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、[三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号。以下「条例」という。）](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則における用語の意義は、[条例](#)で使用する用語の例による。

（衛生管理等）

第三条 [条例第十四条第四項](#)の衛生管理等に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、利用者等の希望等を勘案し、清潔

を維持することができるよう適切な方法により、利用者等を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

二 児童福祉施設の設置者は、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

一部改正〔令和三年規則八〇号〕

（給付金）

第四条 [条例第十五条](#)の給付金で規則で定めるものは、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第一条に規定する児童手当とする。

2 [条例第十五条](#)の規定による規則で定める管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 入所している児童に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらを運用することにより生じた収益を含む。以下この条において「入所している児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所している児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所している児童に係る金銭の収支の状況を明らかにした帳簿を整備すること。

四 当該入所している児童が退所したときは、速やかに、入所している児童に係る金銭を当該入所している児童に取得させること。

(その他運営に関する基準)

第五条 [条例第二十条](#)の児童福祉施設の運営に関し必要な基準は、次条及び第七条に定めるところによる。

(食事)

第六条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、利用者等に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法([条例第十条](#)の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、利用者等に食事を提供するときは、その献立は、変化に富み、利用者等の健全な発育に必要な栄養量を含むものとするよう努めなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養量並びに利用者等の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設の設置者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(利用者等及び職員の健康診断)

第七条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、利用者等に対し、入所時の健康診断、少なくとも年二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に利用者等の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(施設の運営についての重要事項)

第七条の二 [条例第十六条第二項](#)の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

追加〔平成二六年規則七四号〕

第二章 助産施設

(第二種助産施設の職員)

第八条 [条例第二十二條第二項](#)の第二種助産施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 専任又は嘱託の助産師の員数は、一人以上とする。

二 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(その他運営に関する基準)

第九条 [条例第二十四條](#)の助産施設の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによる。

(入所させる妊産婦)

第十条 助産施設には、法第二十二條第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

第三章 乳児院

(設備)

第十一条 [条例第二十五條第二号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

二 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第十二条 [条例第二十六條第二号](#)の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の室の面積については、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であることとする。

(職員)

第十三条 [条例第二十七條第三項](#)の乳児院の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

二 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

三 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(乳幼児の合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。

四 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超えるときは、おおむね十人を増すごとに一人以上の看護師を置かなければならない。

五 前号に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

一部改正〔平成三一年規則一七号・令和三年八〇号〕

第十四条 [条例第二十八条第二項](#)の乳児院の職員の員数に関し必要な基準は、看護師の員数については、七人以上とすることとする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第十五条 [条例第二十九条第一項](#)の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第二十二條の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会(平成二十三年厚生労働省告示第三百十一号。以下「平成二十三年厚労省告示」という。)において指定する者とする。

2 [条例第二十九条第一項第四号](#)の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は平成二十三年厚労省告示において指定する講習会の課程を修了することとする。

一 法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條に規定する社会福祉事業(以下「社会福祉事業」という。)に従事した期間

三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

3 [条例第二十九条第二項](#)の乳児院の長の資格等に関し必要な基準は、当該乳児院の長は、平成二十三年厚労省告示において指定する者が行う資質の向上のための研修を、二年に一回以上受けなければならないこととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第十六条 [条例第三十条第二項](#)の乳児院における養育に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第七条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

二 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(その他運営に関する基準)

第十七条 [条例第三十三条](#)の乳児院の運営に関し必要な基準は、次条及び第十九條に定めるところによる。

(乳児の観察)

第十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、当該乳児の心身の状況を観察しなければならない。

(関係機関との連携)

第十九条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備)

第二十条 [条例第三十四条第四号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。

二 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 [条例第三十五条第四項](#)の母子生活支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団に対する心理療法

の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

二 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

三 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。
一部改正〔平成三一年規則一七号・令和三年八〇号〕

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十二條 条例第三十六條第一項の規則で定める者は、平成二十三年厚労省告示において指定する者とする。

2 条例第三十六條第一項第四号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は平成二十三年厚労省告示において指定する講習会の課程を修了することとする。

一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第三十六條第二項の母子生活支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、当該母子生活支援施設の長は、平成二十三年厚労省告示において指定する者が行う資質の向上のための研修を、二年に一回以上受けなければならないこととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第二十三條 条例第三十七條の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十條第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

(母子生活支援施設における保育所に準ずる設備の職員)

第二十四條 条例第四十一條第二項の保育所に準ずる設備の職員の員数に関し必要な基準は、保育士の数について、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とすることとする。ただし、一人を下回らないこととする。

(その他運営に関する基準)

第二十五條 条例第四十二條の母子生活支援施設の運営に関し必要な基準は、次条及び第二十七條に定めるところによる。

(母子生活支援施設における保育所に準ずる設備)

第二十六條 条例第三十四條第二号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章の規定（第二十九條第二項及び第三十條を除く。）を準用する。

(関係機関との連携)

第二十七條 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導等を行う者をいう。第九十條第二項において同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。

一部改正〔平成二六年規則五七号〕

第五章 保育所

(設備)

第二十八条 [条例第四十三条第三号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 二 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室及びほふく室を一の部屋として乳児又は第一号の幼児の保育を行う場合には、乳児及び同号の幼児の安全等を確保するため、ほふくをしない乳児及び同号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふくをする乳児及び同号の幼児一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保すること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。
 - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段

四階以上	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロの表に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料により行っていること。

へ 保育室等乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

一部改正〔平成二六年規則七四号・二八年六〇号・令和元年二〇号〕

（設備の基準の特例）

第二十九条 [条例第四十四条第一項](#)の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を委託するときは、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、当該業務を適切に遂行できる能力を有する者を当該業務の受託者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、アレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養量を与えること等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 [条例第四十四条第二項](#)の保育所の設備の基準の特例に関し必要な基準は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。）が、同法第四条第九項に規定する内閣総理大臣の認定を受けたときの当該保育所の乳児又は満三歳に満たない幼児に対する食事の提供について、前項の規定を準用することとする。

(職員)

第三十条 [条例第四十五条第二項](#)の保育所の職員の員数に関し必要な基準は、保育士の数について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とすることとする。ただし、一の保育所につき二人を下回ることはできないこととする。

全部改正〔平成二六年規則一〇号〕、一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(保育の内容)

第三十一条 [条例第四十六条](#)の規則で定める指針は、保育所保育指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十七号)とする。

一部改正〔平成三〇年規則五七号〕

(その他運営に関する基準)

第三十二条 [条例第四十九条](#)の保育所の運営に関し必要な基準は、次条及び第三十四条に定めるところによる。

(保育時間)

第三十三条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間及び家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保護者との連絡)

第三十四条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(職員)

第三十五条 [条例第五十一条第二項](#)の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(その他運営に関する基準)

第三十六条 [条例第五十二条](#)の児童厚生施設の運営に関し必要な基準は、次条及び第三十八条に定めるところによる。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十七条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第三十八条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備)

第三十九条 [条例第五十三条第四号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第四十条 [条例第五十四条第四項](#)の児童養護施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

三 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とすること。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあっては、更に一人以上を加えるものとする。

四 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とすること。ただし、一人を下回ることはできない。
一部改正〔平成三一年規則一七号・令和三年八〇号〕

(児童養護施設の長の資格等)

第四十一条 [条例第五十五条第一項](#)の規則で定める者は、平成二十三年厚労省告示において指定する者とする。

2 [条例第五十五条第一項第四号](#)の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は平成二十三年厚労省告示において指定する講習会の課程を修了することとする。

一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

3 [条例第五十五条第二項](#)の児童養護施設の長の資格等に関し必要な基準は、当該児童養護施設の長は、平成二十三年厚労省告示において指定する者が行う資質の向上のための研修を、二年に一回以上受けなければならない

こととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第四十二条 条例第五十六条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(その他運営に関する基準)

第四十三条 条例第六十条の児童養護施設の運営に関し必要な基準は、次条から第四十六条までに定めるところによる。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第四十五条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

らない。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第四十七条 [条例第六十一条第七号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- 三 便所は、男子用と女子用とを別にする。

(職員)

第四十八条 [条例第六十二条第六項](#)の福祉型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。
- 三 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第一号の規定を準用すること。
- 四 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第二号の規定を準用すること。
- 五 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。
- 六 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とすること。
- 七 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。
- 八 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあっては、更に一人以上を加えるものとする。
- 九 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とすること。
- 十 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならないこと。

一部改正〔平成三〇年規則二一号・三一年一七号・令和三年八〇号〕

(その他運営に関する基準)

第四十九条 [条例第六十四条](#)の福祉型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、次条から第五十五条までに定めるところによる。

(生活指導及び学習指導)

第五十条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童の日常の起居の間において、当該児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会生活に適應できるように行わなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十四条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第五十一条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十四条第三項の規定を準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第五十二条 福祉型障害児入所施設(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)における児童と起居を共にする職員については、第四十五条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十三条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じて当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十四条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験となってはならない。

(入所している児童に対する健康診断)

第五十五条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、治療するよう努めなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九章 医療型障害児入所施設

(職員)

第五十六条 [条例第六十六条第四項](#)の医療型障害児入所施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とすること。

二 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならないこと。

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とすること。

四 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならないこと。

(その他運営に関する基準)

第五十七条 [条例第六十八条](#)の医療型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、次条から第六十条までに定めるところによる。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査につ

いては、第五十四条の規定を準用する。

(入所している児童に対する健康診断)

第五十九条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

第六十条 医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この条において同じ。)における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第四十五条、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第六十一条 [条例第六十九条第五号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の一室の定員は、おおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(職員)

第六十二条 [条例第七十条第四項](#)の福祉型児童発達支援センターの職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

二 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。

三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。

四 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

五 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

一部改正〔平成三〇年規則二一号・令和三年八〇号〕

(その他運営に関する基準)

第六十三条 [条例第七十二条](#)の福祉型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、次条から第六十七条までに定めるところによる。

(生活指導)

第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導は、第五十条第一項の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必

要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。

(入所している児童に対する健康診断)

第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、治療するよう努めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十四条の規定を準用する。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(その他運営に関する基準)

第六十八条 [条例第七十六条](#)の医療型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、次条及び七十条に定めるところによる。

(入所している児童に対する健康診断)

第六十九条 医療型児童発達支援センターにおいては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導及び医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡)

第七十条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導及び医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については、第五十条第一項及び第六十五条の規定を準用する。

第十二章 児童心理治療施設

全部改正〔平成二九年規則二七号〕

(設備)

第七十一条 [条例第七十七条第二号](#)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 二 男子と女子の居室は別にすること。
- 三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第七十二条 [条例第七十八条第二項](#)の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならないこと。
- 二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。
- 三 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。
- 四 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とすること。
- 五 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とすること。

一部改正〔平成二九年規則二七号・三一年一七号・令和三年八〇号〕

(児童心理治療施設の長の資格等)

第七十三条 条例第七十九条第一項の規則で定める者は、平成二十三年厚労省告示において指定する者とする。

2 条例第七十九条第一項第四号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は平成二十三年厚労省告示において指定する講習会の課程を修了することとする。

一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第七十九条第二項の児童心理治療施設の長の資格等に関し必要な基準は、当該児童心理治療施設の長は、平成二十三年厚労省告示において指定する者が行う資質の向上のための研修を、二年に一回以上受けなければならないこととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成二九年規則二七号〕

(その他運営に関する基準)

第七十四条 条例第八十三条の児童心理治療施設の運営に関し必要な基準は、次条から第七十七条までに定めるところによる。

一部改正〔平成二九年規則二七号〕

(家庭環境の調整)

第七十五条 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

一部改正〔平成二九年規則二七号〕

(児童と起居を共にする職員)

第七十六条 児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員については、第四十五条の規定を準用する。

一部改正〔平成二九年規則二七号〕

(関係機関との連携)

第七十七条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

一部改正〔平成二九年規則二七号〕

第十三章 児童自立支援施設

(設備)

第七十八条 条例第八十四条第三項の設備に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第八十四条第一項に規定する設備以外の設備については、第三十九条（同条第一号ただし書及び第二号を除く。）の規定を準用すること。

二 男子と女子の居室は別にしなければならないこと。

(職員)

第七十九条 条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。

二 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定

により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならないこと。

三 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とすること。

一部改正〔平成三一年規則一七号・令和三年八〇号〕

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十条 [条例第八十六条第一項第四号](#)の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が五年以上（厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所において児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得するための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上）であることとする。

一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 [条例第八十六条第二項](#)の児童自立支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、当該児童自立支援施設の長は、平成二十三年厚労省告示において指定する者が行う資質の向上のための研修を、二年に一回以上受けなければならないこととする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第八十一条 [条例第八十七条](#)の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(児童生活支援員の資格)

第八十二条 [条例第八十八条](#)の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(その他運営に関する基準)

第八十三条 [条例第九十二条](#)の児童自立支援施設の運営に関し必要な基準は、次条から第八十七条までに定めるところによる。

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第八十四条 学科指導については、学校教育法に規定する学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わないときにあつてはこの限りでない。

2 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条(同条第二項を除く。)の規定を準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第八十六条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十七条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十四章 児童家庭支援センター

(職員)

第八十八条 [条例第九十四条第二項](#)の規則で定める要件に該当する者は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者とする。

一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(その他運営に関する基準)

第八十九条 [条例第九十五条](#)の児童家庭支援センターの運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによる。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第九十条 児童家庭支援センターにおいて支援を行うに当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成二六年規則五七号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(保育所の職員に関する経過措置)

2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第三十条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該

保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って保育士とみなすことができる。

一部改正〔平成二六年規則一〇号・二七年五四号〕

(障害児入所施設とみなされる知的障害児施設等の設備等に関する経過措置)

3 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第七十一号。以下「平成二十三年改正省令」という。)の施行の際現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)第五条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(平成二十三年改正省令の施行の日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第四十七条第一号の規定を適用する場合には、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上」とあるのは「三・三平方メートル以上」とする。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(障害児入所施設とみなされる肢体不自由児施設の設備に関する経過措置)

4 平成二十四年四月一日において現に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの(平成二十四年四月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第四十七条の規定は、適用しない。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(児童発達支援センターとみなされる知的障害児通園施設の職員に関する経過措置)

5 平成二十四年四月一日において現に存する旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第六十二条第一号の規定の適用については、同号中「おおむね児童の数を四で除して得た数」とあるのは、「おおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(乳児院等の設備に関する経過措置)

6 平成二十三年改正省令附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この項において「乳児院等」という。)の建物であって、この規則の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第十一条第一号、第十二条、第二十条、第三十九条第一号(第七十八条第一号の規定により準用する場合を含む。)又は第七十一条第一号の規定は、適用しない。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(家庭支援専門相談員に関する経過措置)

7 平成二十三年改正省令附則第五条の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この項において「乳児院等」という。)の家庭支援専門相談員となることができるとされる者は、第十三条第一号、第四十条第一号、第七十二条第三号又は第七十九条第一号の規定にかかわらず、この規則の規定による当該乳児院等の家庭支援専門相談員となることができる。

一部改正〔平成二六年規則七四号〕

(保育所の職員配置に係る特例)

8 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が一人になるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

追加〔平成二八年規則一九号〕

9 前項の事情に鑑み、当分の間、第三十条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

追加〔平成二八年規則一九号〕

10 附則第八項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十条に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

追加〔平成二八年規則一九号〕

11 前二項の規定を適用するときは、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定を適用しないとした場合の第三十条により算定されるものをいう。)の三分の二以上置かなければならない。

追加〔平成二八年規則一九号〕

附 則(平成二十六年三月二十五日三重県規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年九月三十日三重県規則第五十七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十二月二十四日三重県規則第七十四号)

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二十七年六月十六日三重県規則第五十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十二日三重県規則第十九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年五月二十七日三重県規則第六十号)

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日三重県規則第二十七号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十二日三重県規則第二十一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年五月一日三重県規則第五十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日三重県規則第十七号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月十日三重県規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十九日三重県規則第八十号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一条の規定による改正後の三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（次項及び附則第四項において「新児童福祉施設基準規則」という。）第四十八条第一項第二号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準規則第四十八条第一項第八号の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準規則第六十二条第一号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

○亀山市立亀山児童センター条例

平成17年1月11日

条例第88号

(設置)

第1条 市は、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設として、亀山市立亀山児童センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 亀山市立亀山児童センター
- (2) 位置 亀山市東御幸町69番地5
(平21条例1・一部改正)

(事業)

第3条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 児童の運動に親しむ習慣の形成及び心と身体の健康づくりに関すること。
- (2) 児童に係る地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成に関すること。
- (3) 子育て家庭の支援に関すること。
- (4) その他児童の健全育成に関すること。

(職員)

第4条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

(使用者等に対する指示)

第5条 市長は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(損害賠償の義務)

第6条 センターの施設（設備を含む。）を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（入館の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- （1）感染性の疾病にかかっている者又は精神に異常があると認められる者
- （2）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- （3）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物の類を連行する者
- （4）前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号）

この条例は、平成21年3月28日から施行する。

○亀山市立亀山児童センター条例施行規則

平成17年1月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市立亀山児童センター条例（平成17年亀山市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 亀山市立亀山児童センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平25規則26・一部改正)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) センターの施設を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) その他職員の指示すること。

(損傷等の届出及び損害賠償義務)

第5条 条例第6条に規定する施設を損傷し、又は滅失した者（以下「施設損

傷者等」という。)は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その損傷又は滅失が施設損傷者等の責めに帰すべきものであると認めるときは、当該施設損傷者等に対し、その損害賠償額を定めて通知するものとする。
- 3 施設損傷者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該損害賠償額を納付しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の亀山市立児童センター設置条例施行規則(昭和55年亀山市規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

<公園施設に関する法令等>

○都市公園法(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの

八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は
は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定
公園の施設」という。）たる公園又は緑地

二自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地
区たる公園又は緑地

（公園施設の設置基準）

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年
法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国
立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該
都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地
方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を
超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合にお
いては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で
定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超
えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定め
る。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）
以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、
条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した
申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項
を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当
する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められ
るもの

二当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

- 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

○都市公園法施行令(抜粋)

（公園施設の種類）

第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園に

あつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉

庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。

- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

○都市公園法施行規則(抜粋)

（環境への負荷の低減に資する発電施設）

第一条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第五条第七項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一 風力発電施設

二 太陽電池発電施設

三 燃料電池発電施設

四 前三号に掲げる発電施設に類するもの

（災害応急対策に必要な公園施設）

第一条の二 令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

平面図

